



市政記者クラブ加盟社 各位

県央ブロックごみ・し尿処理広域化推進協議会の開催結果について

本日開催された「令和4年度第2回県央ブロックごみ・し尿処理広域化推進協議会」において、次のとおり協議がなされたのでお知らせします。

1 協議会開催日時・場所等

日時 令和5年1月11日（水） 15時45分～16時04分

場所 盛岡市勤労福祉会館5階大ホール

出席者 盛岡広域8市町長ほか（傍聴者 9人）

2 協議結果

(1) 盛岡広域環境組合の設置に係る協議について

盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町及び矢巾町（以下「関係市町」という。）は、ごみ処理（ごみの焼却処理等）に関する事務を共同処理するため、「盛岡広域環境組合」を設置することについて協議し了承した。

ア 組合規約（案）の概要

(ア) 共同処理する事務（主なもの）

- ① 一般廃棄物処理計画の策定
- ② ごみ処理施設の設置、管理及び運営、一般廃棄物の中継運搬
- ③ エネルギー利活用施設の設置・管理運営

(イ) 関係市町の経費負担

経費区分		負担割合等	
新組合が行う事務 （エネルギー利活用 施設に関する事務を 除く。）に係る経費	組合設置の日からごみ処理施設の 供用開始の日の前日までの経費	均等割	100分の10
	ごみ処理施設の供用開始の日以後 の経費	人口割	100分の90
エネルギー利活用施設に関する事務に係る経費		利用割	100分の100
		盛岡市	100分の80
		盛岡市を除く7市町	100分の20 （7市町間の内訳は人口割）

イ 今後のスケジュール（予定）

令和5年1月 組合設置に係る知事への許可申請

2月 盛岡広域環境組合設置（知事の許可の日）

(2) 県央ブロックごみ処理広域化の推進に関する協定について

関係市町は、新たな一部事務組合の設置後も相互に連携し、ごみ処理広域化の推進に係る焼却処理以外のごみの中間処理、最終処分、3Rの推進等について協議検討を進めていくため、当該相互連携に係る協定を締結することについて協議し了承した。

ア 協定（案）の概要

(ア) 焼却処理以外の中間処理に関する基本方針

不燃・粗大ごみ、資源ごみの処理について、共同処理体制の構築の検討を進める。

(イ) 最終処分に関する基本方針

新たな最終処分場の共同での設置について検討を進める。

(ウ) 3Rの推進に関する基本方針

- ・ 新焼却施設の受入基準は、現盛岡地域の基準範囲を超えないものとする。
- ・ 関係市町が実施している分別収集・資源化の取組は、原則として継続する。
- ・ プラスチック類の資源化は、新焼却施設の稼働までに関係市町の全域で実施する。

イ 検討体制

協定に基づく不燃・粗大ごみ、資源ごみの処理、及び最終処分に係る協議検討を進めるため、関係市町及びごみ処理に係る一部事務組合（滝沢・雫石環境組合、岩手・玉山環境組合、盛岡・紫波地区環境施設組合及び盛岡広域環境組合）で構成する「県央ブロックごみ処理体制検討協議会」を設置する。

ウ 今後のスケジュール（予定）

令和5年2月 協定締結

3月 県央ブロックごみ処理体制検討協議会設置

【担当】 環境部廃棄物対策課ごみ処理広域化推進室

室長 菊池 与志和 TEL 651-4111（内線8303）